

# 【大阪市見本市産業の育成及び国際見本市会議場の運営組織のあり方等に関する調査検討業務】

## 【 I . 見本市産業の育成に向けた検討】

### ①見本市活性化に向けた方向性

#### (1) 国内外における見本市のトレンド

欧米	国内外から多くの出展者、来場者が集まり、国内企業間のみならず <b>「国外企業間の取引を実現する場として、展示会が機能。商談会が活発に開催</b> されている。
アジア	海外からの出展者や来場者の誘致を積極的に推進。 <b>企業間の取引を実現する場として見本市・展示会産業の育成に注力</b> 。
日本	これまでは企業の広告宣伝の場として捉えられる傾向が強かったが、PRの場から、 <b>商談を意識した見本市が開催</b> されている。展示会だけでなく、セミナー等も併催。

「商談見本市」がトレンド

#### (2) 商談重視の効用

##### ■見本市がもたらす効果

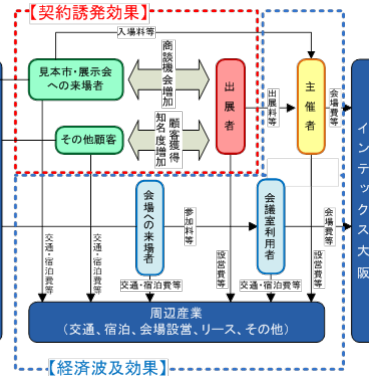
- ①契約誘発効果: 商談機会の増加、顧客の獲得、知名度の向上
- ②経済波及効果: 多様な消費活動、他産業の生産や消費の連鎖を誘発

##### ■商談活性化

- ・企業取引拡大の効率化
- ・当該見本市の価値向上による出展者・来場者増大
- ・更なる経済波及効果の増大につながる

#### (3) 海外の取り込み、コンベンションの取り込み

- ・世界を代表する経済大国である日本の国内には世界を代表する技術力を持った企業が多く集積しているほか、消費市場としてのポテンシャルの高さを有しており、国外企業の参加を促すことにより、国内企業にとってもプラスの効果をもたらす。
- ・大規模な国際会議は、展示・商談の機会となると共に開催地の知名度も向上するので、国内外のコンベンション誘致を進める。



### ②開催有望見本市、開催地として選ばれるための機能・魅力の向上

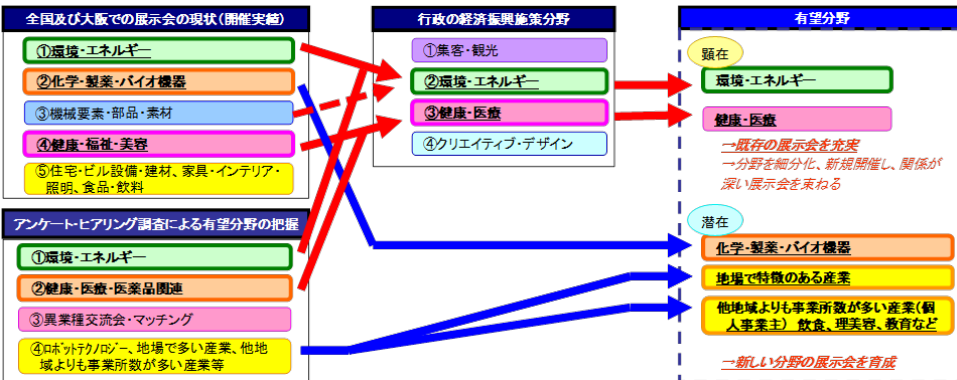
#### (1) インテックス大阪での見本市の参加者

⇒来場者: 関西エリアの企業、出展者: 全国(首都圏、関西等)の企業

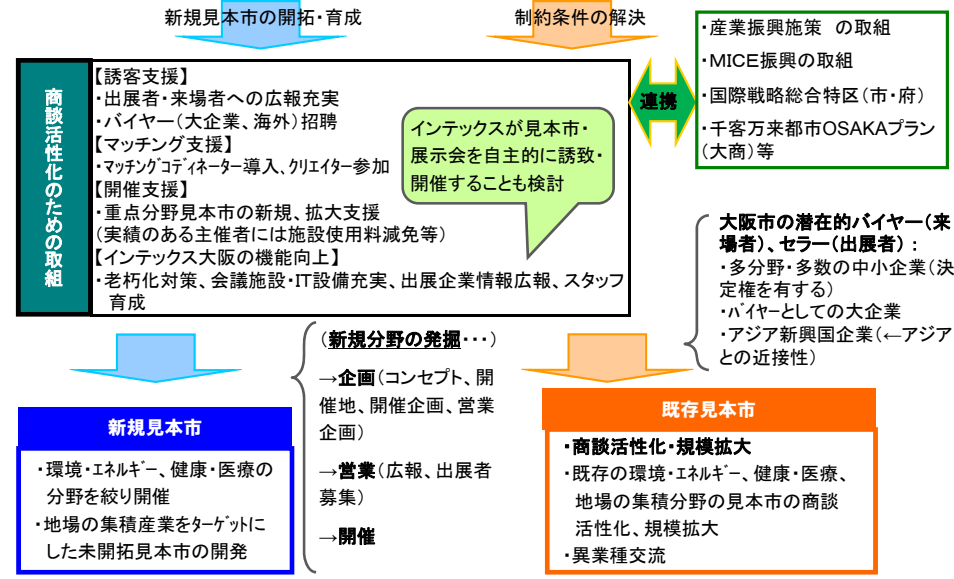
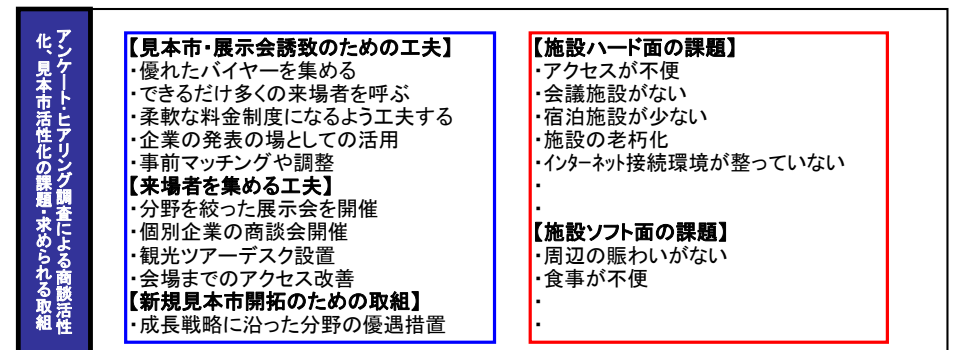
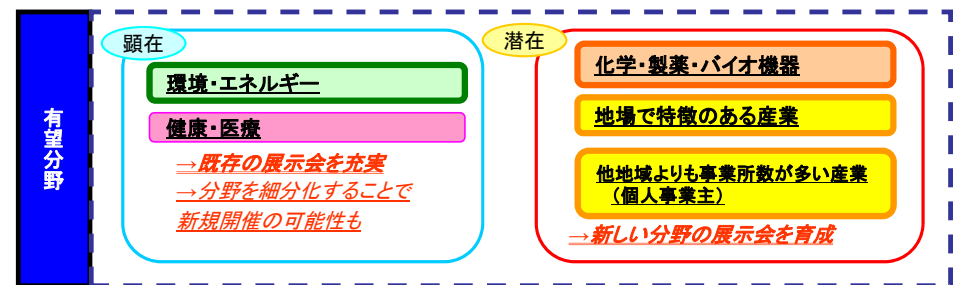
#### (2) 有望分野

- 関西の地場に着目した分野: 「機械器具製造業」「化学」「消費関連(飲食、理美容業、教育、防犯・防災等)」
- ⇒開催実績があるものもあるが、分野を絞る、異業種交流を図る等で潜在的ニーズを掘り起こし新規開催をめざす
- 行政の産業振興対象分野: 「環境・エネルギー」「健康・福祉・美容」

- ・開催実績をみると、「環境・エネルギー」「健康・福祉」については現在一定数が開催されており、ニーズが顕在化している。
- ・反面、大阪の持つ強みを生かすことが可能な「製薬・バイオ関連」、環境の中でもスマートシティに関する分野は未だ潜在的なニーズが大きい。
- ・全国から来場者を集めるためには、他地域で開催されていないオンリーワンの見本市を企画することが必要。



### ③見本市活性化、商談活性化方策



# 【大阪市見本市産業の育成及び国際見本市会議場の運営組織のあり方等に関する調査検討業務】

## 【Ⅱ. インテックス大阪の運営組織及び運営方式の検討】

### ①施設の現状

#### 【取組みの方針】

- ・今後の取組みの方向性としては、施設運営(ソフト)の改善を図り、(商談重視の)見本市の開催増、稼働率向上を実現し、施設機能(ハード)の維持・向上に繋げ、更なる利便性向上により見本市等の開催増を目指す。
- ・公共性・収益性のバランスの取れた施設運営に加え、施設全体としての魅力の向上を目指す。

#### (1) インテックス大阪を取り巻く現状と課題

- ✓ 企業の業績悪化とともに、企業の求める見本市・展示会も高度化し、収益性が求められる時代に。
- ✓ インテックス大阪の稼働率は近年低下気味。また催事も小規模化が進む。

施設の管理運営	現在は市からの管理運営委託による運営。現状は健全運営であるが、稼働率は小規模化+伸び悩み気味。サービスの向上及び一層の効率化の取り組みが必要。
催事誘致	民間経験者の採用による催事誘致の成果は出ているが、民間オーガナイザー等との連携など一層の営業体制の強化が必要。
施設の老朽化	整備後26年以上経過し、施設・設備共に老朽化し、改修の時期が到来。
自主企画	自主企画等は開催せず。(社)大阪国際見本市委員会が担う。
その他	使用料収入は市の収入であるため、利用促進のインセンティブが運営主体に働かず。更なる利用者サービスの向上の提案を行っていく必要あり。

#### (2) 施設の運営主体の検討

- ✓ 運営主体ごとの、インテックス大阪の運営のメリット・デメリットは以下の通り。

	メリット	デメリット・留意点
現運営主体	安定的な施設運営実績あり。	催事の企画実績は乏しい。
別組織の活用(公募)	人員体制など業務の効率化、催事の企画に関して民間事業者ノウハウ有り。	現在の施設管理のノウハウに乏しい。
直営	公平性は担保されている。	施設管理・企画ともに運営ノウハウ乏しく効率化も見込めない。

#### (3) 想定される運営方式

- ✓ 稼働率を向上させ、商談が活発になされるよう、営業力・企画力の向上への取り組み要。

	スキームの概要	メリット	デメリット・留意点
現行方式(管理委託制度)	・大阪市の管理運営委託に基づいて、外郭団体である運営主体が、施設の管理運営を実施。 ・運営主体は施設の使用料の徴収代行を担う。 ・原則公募	・既に、安定的な施設運営実績を有する。 ・市の施策を反映しやすい。	・現行では収入増加のインセンティブにつながらず、使用料実績に応じたインセンティブ導入が望ましい。
指定管理者制度	・地方自治体が指定する法人等が、地方自治法上の指定管理者となり公の施設の管理を行う。 ・運営主体は施設の利用料収入を直接収受。 ・原則公募	・利用料の直接収受により、集客インセンティブが向上。 ・起債が可能。 ・市の施策を反映しやすい。	・インテックス大阪は普通財産であり、行政財産化手続きが前提となる。
賃貸借方式	・運営主体が、賃貸借契約に基づき事業期間中にわたって賃借料を納付し、施設の維持管理・運営を行う。 ・運営主体は施設の利用料収入を直接収受。 ・原則公募	・利用料の直接収受により、集客インセンティブが向上。	・普通財産であり改修費の起債による調達困難。 ・導入時には「0円一括方式」で行えることが前提。
施設保有方式	・運営主体が、市からの現物出資を受けて施設を保有し、改修・維持管理・運営・資金調達の全てを行う。 ・運営主体は施設の利用料収入を直接収受。 ・原則公募	・利用料の直接収受・運営の裁量増大により、集客インセンティブが向上。 ・市の経営参画により公益性担保可能。	・改修費の民間調達により金利負担が増大。 ・民間資産であるが、市による将来の建替への支援が必要。

### ②シミュレーションによる評価

#### (1) シミュレーションの前提とケース設定

- ✓ 初期投資：改修費130億円。改修期間5年。
- ✓ 資金調達：起債により調達、償還期間10年(※施設保有型のみ、民間借入)
- ✓ 収入：現行方式以外は、平成27年から32年まで各年1%ずつ収入・費用ともに増加を見込む。
- ✓ 費用：現行方式以外は、人件費、委託費・光熱水費・その他物件費の運営効率化を見込む
- ✓ 納付額：(指定管理者制度)納付金(一部固定+歩合)、(賃貸借方式)賃賃料(固定額)：いずれも各年平均10億円
- ✓ 事業期間：事業期間は平成26年～42年まで。

- ✓ 以下の方式をベースに、比較を行う。

	現行方式	指定管理者制度	賃貸借方式	施設保有方式
事業期間	17年	17年	17年	17年
運営主体	現運営主体	指定管理者	賃借人	民間企業
資金調達方法	地方債(想定)	地方債	地方債(想定)	民間借入
事業範囲	維持管理・運営	現運営主体	運営主体(賃借人)が実施	運営主体(民間企業)が実施
	改修	公共が実施	公共が実施	公共が実施
	改修後の長期修繕	公共が実施	公共が実施	公共が実施
料金の取扱い	使用料制(徴収代行)	料金を直接収受	料金を直接収受	料金を直接収受

#### (2) シミュレーション結果による大阪市への財政貢献

- ✓ 現行方式：現行方式の17年間を通じた大阪市の収入は39.5億円であった。
- ✓ 指定管理者制度：現行方式と比べ、運営の効率化・利用料の直接収受によるインセンティブ増加により、42.0億円と、約2.5億円市財政への貢献が見込まれる結果となった。
- ✓ 賃貸借制度：現行方式と比べ、運営の効率化・利用料の直接収受によるインセンティブ増加により、42.0億円と、約2.5億円市財政への貢献が見込まれる結果となった。
- ✓ 施設保有方式：運営主体から大阪市へ支払われる事業所税・固定資産税収入に対し、資金調達や長期修繕に伴う支出は生じず、事業期間を通じて約43.3億円が市の収入となり、現行方式より、約3.9億円市財政の貢献が見込まれる結果となっている。(ただし、運営主体の財務状況は厳しく、利払費用や減価償却費、固定資産税等の負担より税引前損益累計は赤字。償却前損益で黒字であるが、事業安定性には課題がある。)

#### (3) 総合評価(シミュレーションを踏まえた総合評価)

- ✓ 現行方式は、委託料収入により経費をまかなうため、運営主体の事業リスクは少なく安定的である。ただし、集客増へのインセンティブが乏しいため、集客実績に応じた市の使用料収入の一部還元などの導入が望ましい。
- ✓ 指定管理者制度は、起債による調達が可能であること、歩合や固定などを組み合わせた利用料収入の納付の仕組みが可能であること、公共性を担保できることが挙げられるが、行政財産化手続きを必要とする。
- ✓ 賃貸借方式は、固定賃借料により、収入の変動に伴う需要リスクが生じるため、市場原理に基づいた賃借料の設定が望まれる。また、公募にあたっては、プロポーザル方式による選定、改修財源の調達が可能となることなどが前提となる。公共性については、契約締結により担保する必要がある。
- ✓ 施設保有方式は、施設所有権移転により市の負担はほとんど無く、固定資産税などの市税収入は見込める。ただし、独立採算では成り立たない事業であり、運営主体の経営の安定性の問題が課題となる。市に多大な経済効果をもたらす公的な事業であることを踏まえ、出資や人事など、市の経営の参画、将来の建替えに関する市の役割になど、市の担う役割を明確にし、適切に担うことにより、実施の可能性は出てくる。
- ✓ いずれの方式も、公募を導入する場合には、価格面だけでなく、総合評価による選定が必要。